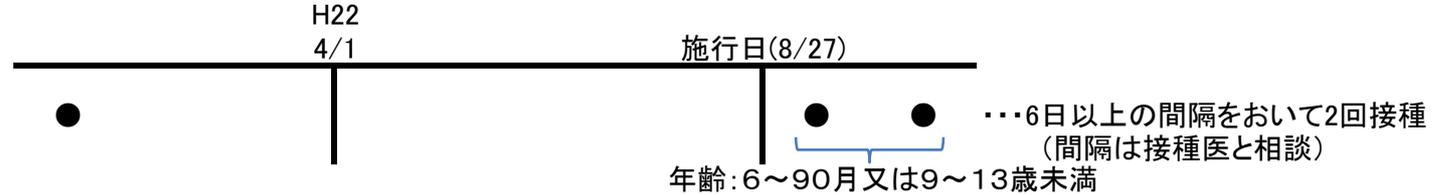


別紙(Q17関係)

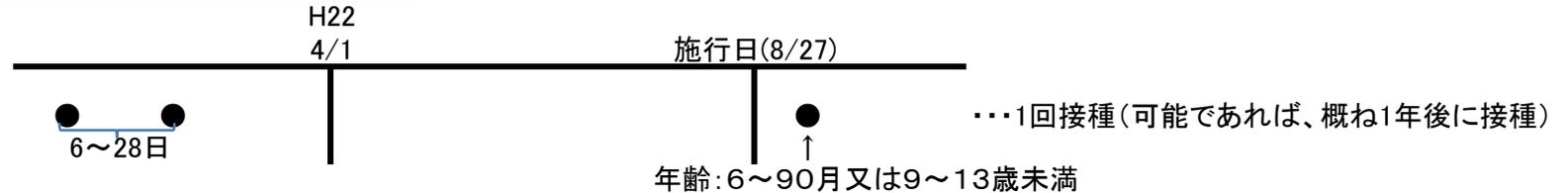
第1期の接種機会を逃した方に対する標準的な接種スケジュール(例)(接種にあたっては医師と十分に相談の上、行ってください。)

1 予防接種実施規則 附則第4条の対象者(6月から90月、9歳から13歳未満)

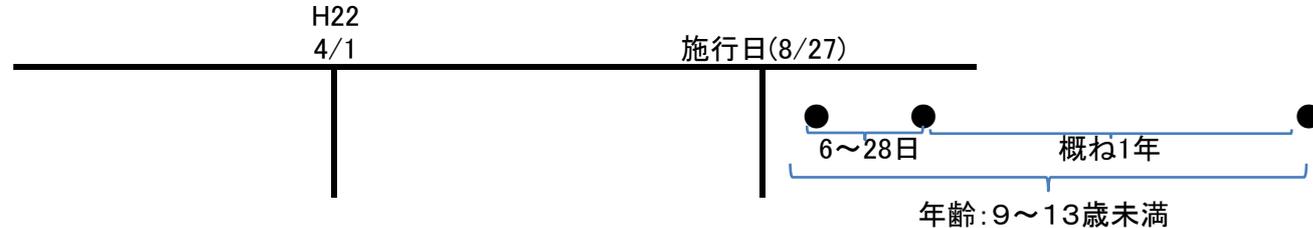
① 平成22年3月31日までに初回接種のうち1回のみ終了したケース【第1項】



② 平成22年3月31日までに初回接種が終了したケース【第1項】



③ 平成22年3月31日までに、全く接種していない対象者(9歳から13歳未満)【第2項】



2 上記以外のケース

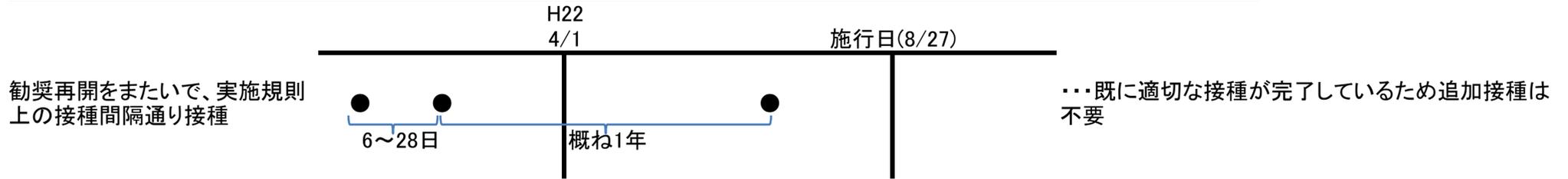
① 附則第4条第1項(1①)の例外...3月31日までに1回しか接種を受けていないが、4月1日以後接種を受けているケース



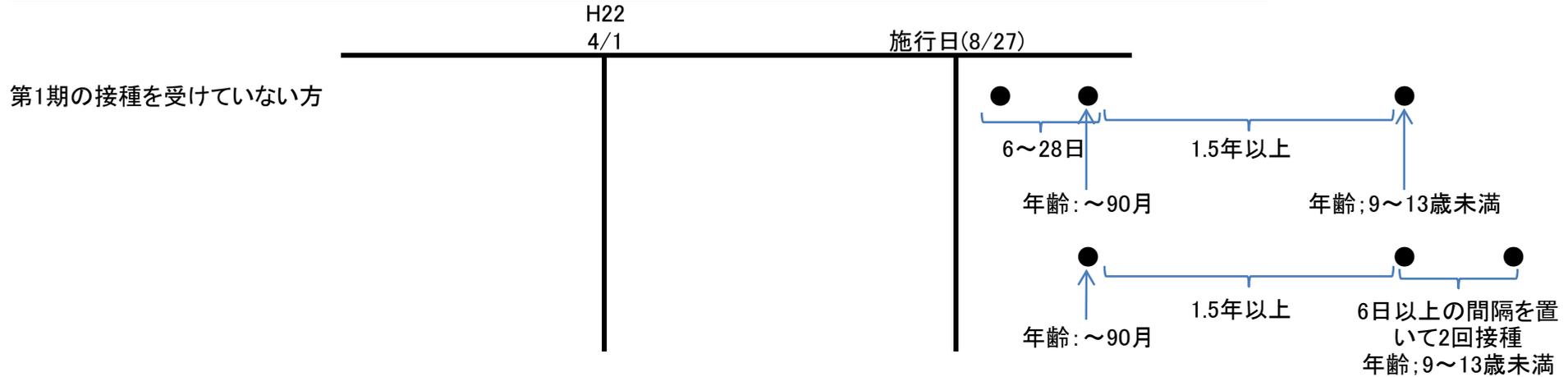
勧奨再開をまたいで、実施規則上の接種間隔通り初回接種を終了している場合

別紙(Q17関係)

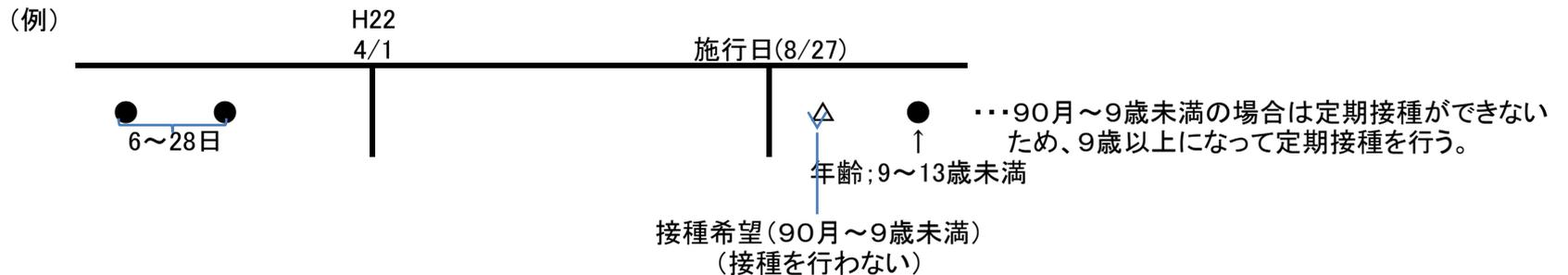
② 附則第4条第1項(1②)の例外・・・3月31日までに2回しか接種を受けていないが、4月1日以後、追加の接種を受けているケース



③ 附則第4条第2項(1③)の例外・・・施行日までに1回も接種していないが、90月までに第1期の接種が完了できないケース



※定期接種希望者の年齢が90月~9歳未満の場合については、9歳になるのを待って接種を行うものとする。



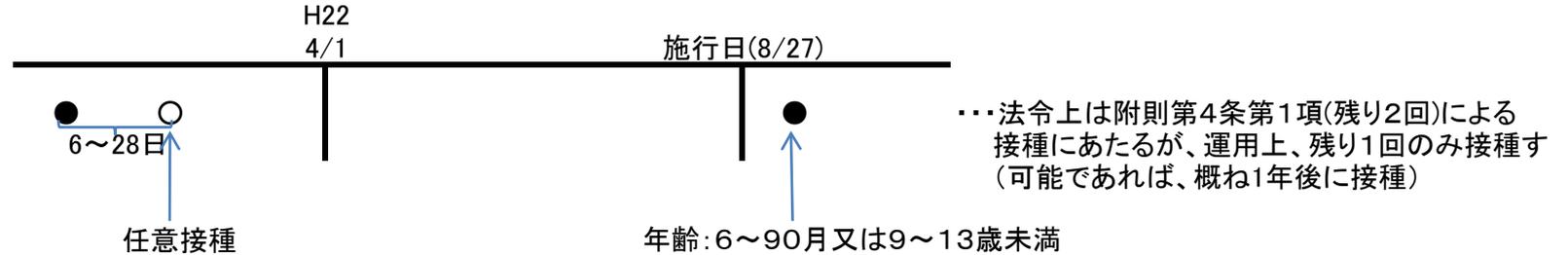
別紙(Q17関係)

※任意接種を含むケースについて

任意接種については、法令上は接種回数にカウントしないが、運用上はカウントしたうえで接種間隔を決定して差し支えない。
経過措置の趣旨は、例外として3回接種する機会を与えることであるため、既に必要回数の接種が完了している者について接種する必要はない。

- ①3回接種済みの場合・・・既に3回接種していることを運用上確認し、接種を行わない。
- ②2回接種済みの場合・・・既に2回接種していることを運用上確認し、残り1回を6日以上の間隔をあけて、接種。(接種間隔については接種医と相談)

(例)



- ③1回接種済みの場合・・・既に1回接種していることを運用上確認し、6日以上の間隔をあけて2回接種する。(接種間隔については接種医と相談)

(例)

